

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、個人住民税を賦課するに当たり、住民から給与支払報告書や確定申告書等の申告資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報を把握している。 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 その年の1月1日に居住している者について前年中の所得に対して賦課する地方税であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から計算し決定するものである。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ① 個人住民税納税義務者の判定 ② 課税資料(給与支払報告書や申告書等)の個人の特定 ③ 個人住民税賦課資料となる配偶者や扶養の判定 ④ 個人住民税額の算定 ⑤ 個人住民税の額の通知 ⑥ 個人住民税に係る証明書の発行 ⑦ 官公署等からの照会に対する回答 ⑧ 過誤納金の還付・充当 ⑨ 当初賦課資料の管理 ⑩ 個人住民税の賦課・徴収
③システムの名称	市県民税システム、申告受付システム、収納消込システム、滞納整理システム、電子申告(eLTAX)システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税課税業務ファイル、宛名管理業務ファイル、当初資料ファイル、障害者関係ファイル、生活保護関係ファイル、年金特徴ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 24の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民環境部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 市民環境部税務課 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバーが記載された給与支払報告書が郵送で提出され、パンチ入力の委託へ出している。委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準等を確認し、行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また契約書において個人情報の保護、取扱いについて遵守するよう義務付けている。また、委託事業所へ作業状況の実地検査を行っている。

9. 監査

実施の有無

☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

毎月のミーティングで特定個人情報を取り扱う職員(会計年度任用職員含む)に作業時の注意点や過去にあったヒヤリハット事案、または事例について研修を実施している。参加できなかった職員へは個別に研修を行い、再発防止へ取り組んでいる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年3月10日	I 2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税課税業務ファイル、宛名管理業務ファイル、収納消込業務ファイル、滞納整理業務ファイル	個人住民税課税業務ファイル、宛名管理業務ファイル	事後	
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	(番号法)第19条第7号	(番号法)第19条第8号	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ 1. 及び2. いつ時点の計数か	平成31年3月26日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和4年3月11日	I 4. ②法令上の根拠	(略) (情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (略) 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (略) 59条	(略) (情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (略) 120, 121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (略) 59, 59の4条	事後	
令和5年3月6日	I1. ②事務の概要	(略) 記載なし	(略) ⑧ 過誤納金の還付・充当	事後	
令和5年3月6日	I 4. ②法令上の根拠	(略) ・別表第二省令 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の4	(略) ・別表第二省令 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 47, 49, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の4	事後	
令和5年3月6日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(略) 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207 徴税係 0968-25-7208	(略) 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月6日	Ⅱ 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和5年1月12日時点	事後	
令和6年3月1日	Ⅱ 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和5年1月12日時点	令和6年1月31日時点	事後	
令和7年3月17日	I1. ②事務の概要	地方税法に基づき、その年の1月1日に居住している者について前年中の所得に対して賦課する地方税であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から計算し決定するものである。 略	地方税法に基づき、個人住民税を賦課するに当たり、住民から給与支払報告書や確定申告書等の申告資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報を把握している。 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 その年の1月1日に居住している者について前年中の所得に対して賦課する地方税であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から計算し決定するものである。	事前	
令和7年3月17日	I1. ②事務の概要	(追記)	⑨ 当初賦課資料の管理 ⑩ 個人住民税の賦課・徴収	事前	
令和7年3月17日	I1. ③システムの名称	市県民税システム、申告受付システム、電子申告(eLTAX)システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	市県民税システム、申告受付システム、収納消込システム、滞納整理システム、電子申告(eLTAX)システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和7年3月17日	I2. 特定個人情報ファイル名	(追記)	、当初資料ファイル、障害者関係ファイル、生活保護関係ファイル、年金特徴ファイル	事前	
令和7年3月17日	I3. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表24の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号, 別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)第20条 (情報提供) ・番号法第19条第8号, 別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121 ・別表第二省令 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 47, 49, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の4	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
令和7年3月17日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和6年1月31日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月17日	IV 8. 人手を介在させる作業 IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更に伴う新規記載	事後	